

岐阜市立女子短期大学審議委員会規程

制定 令和4年1月26日

改正 令和4年12月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、教授会規程第6条第1項第1号イに掲げる事項のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第9条第1項に定める学長及び教員の懲戒に関する審議に関する事務を処理するため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第143条第1項及び教授会規程第7条に基づき設置する岐阜市立女子短期大学審議委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、教授及び学科長(懲戒に関する事案の対象者並びに当該対象者が所属する学科の教授及び学科長を除く。以下「委員」という。)で組織する。

2 委員の任期は、学長が委員を任命した日から、当該懲戒に関する事案が教授会において議決される日までとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

(役割)

第4条 委員会は、審議事案について、次に掲げる事項を処理する。

(1) 懲戒に係る行為の事実関係の調査及び確認

(2) 懲戒の適否の判断

(3) 懲戒処分の種類及び量定の案の作成

2 委員会は、前項の審議過程において、教育公務員特例法第9条第2項に基づく措置を行う。

3 委員会は、第1項の審議過程において、学外の専門家の助言を求めなければならない。

(委員会の成立及び議決)

第5条 委員会は、4分の3以上の委員が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議決する。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果について速やかに、学長及び教授会に報告する。

(秘密の厳守)

第7条 委員は、懲戒の審議にあたり、懲戒に関する事案の対象者及びその他関係者等の秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岐阜市立女子短期大学事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。